

◎新潟県訓令第4号

本 地 域 機 関
 病 院 局
 企 業 局
 教 育 庁
 議 会 事 務 局
 人 事 委 員 会 事 務 局
 監 査 委 員 会 事 務 局
 労 働 委 員 会 事 務 局
 警 察 本 部
 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局
 新 潟 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局
 佐 渡 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局

新潟県職員き章はい用規程（昭和58年3月新潟県訓令第3号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(職員の範囲) 第2条 この規程において「職員」とは、新潟県に勤務する常勤の特別職又は一般職の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条の4第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。	(職員の範囲) 第2条 この規程において「職員」とは、新潟県に勤務する常勤の特別職又は一般職の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第28条の5第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。

附 則

改正後の新潟県職員き章はい用規程の規定は、職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年新潟県条例第31号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員について準用する。